

○名古屋市債権管理条例施行細則

平成24年2月3日

規則第3号

改正 平成27年規則第82号

平成28年規則第52号

令和元年規則第11号

令和2年規則第13号

令和2年規則第123号

令和6年規則第1号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市債権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳の記載事項)

第2条 条例第4条第4号の市長等が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権（条例第1条に規定する債権をいう。以下同じ。）の発生年月日及び発生原因
- (2) 督促状の発付日
- (3) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (4) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (5) 条例第7条の履行期限を延長する特約（以下「履行延期の特約」という。）に関する事項
- (6) 条例第11条の措置（以下「徴収停止」という。）に関する事項
- (7) 条例第12条の規定による放棄（以下「放棄」という。）に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 債務者との交渉の経過

(履行延期の特約に付する条件)

第3条 市長等（条例第3条に規定する市長等をいう。以下同じ。）は、履行延期の特約をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が市の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 条例第10条第1項の措置をとる理由が生じたとき。

エ 債務者又は保証人が前号の規定による市長等からの質問、帳簿書類その他の物件の調査又は参考となるべき報告若しくは資料の提出の求めに応じないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限にすることが不適当となったと認められるとき。

(履行延期の特約の手続)

第4条 履行延期の特約の適用を受けようとする者は、申請書を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は、前項の申請書の提出があった場合には、承認するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(滞納処分を行うまでの期間)

第5条 条例第8条の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

(強制執行等の措置をとるまでの期間)

第6条 条例第9条の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

(徴収停止をするまでの期間)

第7条 条例第11条の相当の期間は、当該債権の履行期限の翌日から起算して1年を超えない期間とする。

(徴収停止の決定)

第8条 市長等は、当該債務者（保証人がある場合にあっては、当該保証人を含む。）に対する次に掲げる事項の調査の結果に基づき、徴収停止をするかどうかを決定するものとする。

(1) 滞納原因

(2) 収支状況

(3) 財産状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長等は、徴収停止をした後、事情の変更等により徴収停止を維持することが不適当となったと認めたときは、直ちに、徴収停止を取りやめなければならない。

(放棄をするまでの期間)

第9条 条例第12条第1項第4号の相当の期間は、徴収停止をした日の翌日から起算して1年とする。

(放棄の決定)

第10条 市長等は、当該債務者（保証人がある場合にあっては、当該保証人を含む。）に対する次に掲げる事項の調査の結果に基づき、放棄をするかどうかを決定するものとする。

(1) 滞納原因

(2) 収支状況

(3) 財産状況

(4) 生活状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 市長等は、放棄をした場合には、その旨を債務者に通知するものとする。

(議会への報告)

第11条 条例第12条第2項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 放棄をした債権の種類並びに種類ごとの件数及び金額

(2) 根拠となる条例の条項並びに条項ごとの債権の件数及び金額

2 条例第12条第2項の規定による報告は、放棄をした年度の翌年度の9月に招集される定例会においてすることを常例とする。

(様式)

第12条 次の各号に掲げる管理台帳等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
ただし、債権の管理上、これらの様式により難しい場合は、適宜補正した様式によることができる。

(1) 管理台帳 第1号様式

(2) 督促状（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権） 第2号様式

(3) 督促状（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権（同条第3項に規

定する債権を除く。)) 第3号様式

- (4) 督促状(前2号に掲げるものの以外の債権) 第4号様式
- (5) 履行期限延期申請書 第5号様式
- (6) 履行期限延期承認(不承認)通知書 第6号様式
- (7) 徴収の猶予申請書 第7号様式
- (8) 換価の猶予申請書 第8号様式
- (9) 徴収の猶予承認(却下)通知書 第9号様式
- (10) 換価の猶予通知書 第10号様式
- (11) 換価の猶予承認(却下)通知書 第11号様式
- (12) 徴収の猶予期間延長申請書 第12号様式
- (13) 換価の猶予期間延長申請書 第13号様式
- (14) 徴収の猶予期間延長承認(却下)通知書 第14号様式
- (15) 換価の猶予期間延長通知書 第15号様式
- (16) 換価の猶予期間延長承認(却下)通知書 第16号様式
- (17) 徴収の猶予取消通知書 第17号様式
- (18) 換価の猶予取消通知書 第18号様式
- (19) 差押解除申請書 第19号様式
- (20) 申請書の訂正等に係る通知書 第20号様式
- (21) 徴収停止調書 第21号様式
- (22) 債権放棄兼欠損調書 第22号様式
- (23) 債権放棄通知書 第23号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第82号)抄

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第52号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた徴収金に関する処分又はこの規則の施行前にされた徴収金に関する申請に係る不作為に係る不服申立てに関する書類の提出については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第13号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市債権管理条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市債権管理条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年規則第1号）抄

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 33 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

債権の種類		担保に関する事項
債務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
債権の金額		
債権の発生年月日		
債権の発生原因		

履行期限	履行期限に係る 債権の金額	督促状発付日	収入年月日	収入金額	収入未済額	延滞金等	時効更新・完 成猶予事由	時効更新年月日 ・完成猶予期間

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第1号様式(別表)

[illegible]

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

督促状

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

名古屋市長

印

次の金額を指定期限までに必ず納付(納入)してください。

指定期限までに納付(納入)しない場合には、地方税の滞納処分の例によって処分されることになります。

債権の種類	
滞納金額	年 月(期)分 円
履行期限	年 月 日
延滞金	裏面の計算方法により算出した金額
指定期限	年 月 日
納付(納入)場所	

〔備考〕 1 裏面には、延滞金の計算方法並びに行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言を記載する。

2 市長以外の者が督促する場合の督促状の様式は、この様式を準用する。

3 国税の滞納処分の例により処分する場合においては、この様式中「地方税の滞納処分」とあるのは「国税の滞納処分」と読み替えるものとする。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

督促状

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

名古屋市長



次の金額を指定期限までに必ず納付(納入)してください。

指定期限までに納付(納入)しない場合には、強制執行等の措置をとられることとなります。

債権の種類	
滞納金額	年 月(期)分 円
履行期限	年 月 日
延滞金	裏面の計算方法により算出した金額
指定期限	年 月 日
納付(納入)場所	

- 〔備考〕
- 1 裏面には、延滞金の計算方法並びに行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言を記載する。
 - 2 市長以外の者が督促する場合の督促状の様式は、この様式を準用する。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

督促状

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

名古屋市長

印

次の金額を指定期限までに必ず納付(納入)してください。

指定期限までに納付(納入)しない場合には、強制執行等の措置をとられることとなります。

債権の種類	
債権発生年月日	年 月 日
滞納金額	年 月(期)分 円
履行期限	年 月 日
遅延損害金等	裏面の計算方法により算出した金額
指定期限	年 月 日
納付(納入)場所	

- 〔備考〕
- 1 裏面には、遅延損害金等の計算方法を記載する。
 - 2 市長以外の者が督促する場合の督促状の様式は、この様式を準用する。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

		履行期限延期申請書	
		年 月 日	
(宛先)名古屋市長			
申請者	住所又は所在地	(電話番号)	
	氏名又は名称		
次のとおり履行期限の延期を申請します。			
債務の種類			
債務の金額	年 月(期)分	円	
希望する延期後の履行期限	年 月 日		
履行期限の延期を 必要とする理由			
備考			

- 〔備考〕 1 裏面には、名古屋市債権管理条例施行細則第3条各号に掲げる履行延期の特約に付する条件を記載する。
- 2 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式

履行期限延期承認(不承認)通知書		
年 月 日		
住所又は所在地		
氏名又は名称		
様		
名古屋市長 印		
年 月 日付けの履行期限延期の申請につきまして、次のとおり承認(不承認)と決定しましたので通知します。		
債権の種類		
承認の場合	債権の金額	年 月(期)分 円
	延期後の履行期限	年 月 日
不承認の場合	不承認の理由	
備考		

- 〔備考〕
- 1 当該債権が市長等の処分によって発生したものである場合においては、裏面に行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言を記載する。
 - 2 裏面には、名古屋市債権管理条例施行細則第3条各号に掲げる履行延期の特約に付する条件を記載する。
 - 3 市長以外の者が承認(不承認)する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式



徴収の猶予申請書						
年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
申請者	住所 (所在地)	(電話番号)				
	氏名 (名称)					
名古屋州市税条例第 条第 項の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。						
履行すべき債務						
債務の種類						
年度	月(期)	履行期限		金額(円)		
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
上記のうち徴収の猶予を受けようとする金額(円)						
地方税法第 条第 項各号のいずれかに該当する事実及び猶予に係る徴収金を一時に納付することができない事情						
猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 間				
納付計画	期限	金額(円)	期限	金額(円)	期限	金額(円)
	・		・		・	
	・		・		・	
	・		・		・	
担保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情					
	添付書類					

〔備考〕 1 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8号様式



換 価 の 猶 予 申 請 書						
年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
申 請 者	住 所 (所 在 地)	(電話番号)				
	氏 名 (名 称)					
名古屋州市税条例第 条第 項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。						
履 行 す べ き 債 務						
債 務 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
上記のうち換価の猶予を受けようとする金額(円)						
猶予に係る徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情						
猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 間				
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
担 保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情					
添付書類						

〔備考〕 1 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第9号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	年 月 日付けで申請のありました徴収の猶予については、次のとおり承認(却下)しましたので、地方税法第 条の規定により通知します。
様	

徴 収 の 猶 予 承 認 (却 下) 通 知 書						
住 所 (所 在 地)						
氏 名 (名 称)						
徴 収 の 猶 予 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
猶 予 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで		間
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
徴 収 の 猶 予 承 認 (却 下) 理 由						
備 考						

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が承認(却下)する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	次のとおり換価の猶予をしましたので、地方税法第 条第 項において準用する同法第 条第 項の規定により通知します。
様	

換 価 の 猶 予 通 知 書						
住 所 (所 在 地)						
氏 名 (名 称)						
換 価 の 猶 予 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
猶 予 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで 間		
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
換 価 の 猶 予 の 理 由						
備 考						

〔備考〕 1 市長以外の者が猶予する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	年 月 日付けで申請のありました換価の猶予については、次のとおり承認(却下)しましたので、地方税法第 条第 項において準用する同法第 条の規定により通知します。

換 価 の 猶 予 承 認 (却 下) 通 知 書						
住 所 (所 在 地)						
氏 名 (名 称)						
換 価 の 猶 予 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
猶 予 期 間		年 月 日 から		年 月 日 ま で 間		
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
換 価 の 猶 予 承 認 (却 下) 理 由						
備 考						

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が承認(却下)する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式



徴収の猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
申請者	住所 (所在地)	(電話番号)				
	氏名 (名称)					
名古屋州市税条例第 条第 項の規定により、次のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。						
猶 予 期 間 の 延 長 を 受 け よ う と す る 債 務						
債 務 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合		計				
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由						
当初の猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 間				
延長を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 間				
納付計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
担保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情					
添付書類						

〔備考〕 1 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13号様式



換価の猶予期間延長申請書						
年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
申請者	住所 (所在地)	(電話番号)				
	氏名 (名称)					
名古屋州市税条例第 条第 項の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。						
猶 予 期 間 の 延 長 を 受 け よ う と す る 債 務						
債 務 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合		計				
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付することができない理由						
当 初 の 猶 予 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		間
延長を受けようとする期間		年 月 日から		年 月 日まで		間
納付計画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
担保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情					
添付書類						

〔備考〕 1 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第14号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	年 月 日付けで申請のありました徴収の猶予期間の延長については、次のとおり承認(却下)しましたので、地方税法第 条の規定により通知します。

徴 収 の 猶 予 期 間 延 長 承 認 (却 下) 通 知 書						
住所(所在地)						
氏 名 (名 称)						
猶 予 期 間 の 延 長 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
当 初 の 猶 予 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		間
延長後の猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで		間
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
猶予期間の延長承認 (却 下) 理 由						
備 考						

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が承認(却下)する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第15号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	次のとおり換価の猶予期間の延長を しましたので、地方税法第 条第 項において準用する同法第 条第 項の規定により通知します。

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 通 知 書						
住所(所在地)						
氏 名 (名 称)						
猶 予 期 間 の 延 長 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
当 初 の 猶 予 期 間		年 月 日から		年 月 日まで 間		
延長後の猶予期間		年 月 日から		年 月 日まで 間		
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
猶予期間延長の理由						
備 考						

〔備考〕 1 市長以外の者が延長する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第16号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	年 月 日付けで申請のありました換価の猶予期間の延長については、次のとおり承認(却下)しましたので、地方税法第 条第 項において準用する同法第 条の規定により通知します。

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 承 認 (却 下) 通 知 書						
住所(所在地)						
氏 名 (名 称)						
猶 予 期 間 の 延 長 を し た 債 権						
債 権 の 種 類						
年 度	月 (期)	履 行 期 限		金 額 (円)		
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
		・ ・				
合 計						
当 初 の 猶 予 期 間		年 月 日		年 月 日		間
延長後の猶予期間		年 月 日		年 月 日		間
納 付 計 画	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)	期 限	金 額 (円)
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
猶予期間の延長承認 (却 下) 理 由						
備 考						

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が承認(却下)する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第17号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	次のとおり徴収の猶予を取り消しましたので、地方税法第 条第 項の規定により通知します。
様	

徴 収 の 猶 予 取 消 通 知 書			
住所(所在地)			
氏 名 (名 称)			
徴 収 の 猶 予 の 取 消 し に 係 る 債 権			
債 権 の 種 類			
年 度	月 (期)	履 行 期 限	金 額 (円)
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
徴収の猶予通知年月日		年 月 日	
取 消 年 月 日		年 月 日	
取 消 理 由			
備 考			

- 【備考】 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が取り消す場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第18号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	次のとおり換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第 条第 項において準用する同法第 条第 項の規定により通知します。

換 価 の 猶 予 取 消 通 知 書			
住所(所在地)			
氏名(名称)			
換 価 の 猶 予 の 取 消 し に 係 る 債 権			
債 権 の 種 類			
年 度	月 (期)	履 行 期 限	金 額 (円)
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
換価の猶予通知年月日		年 月 日	
取 消 年 月 日		年 月 日	
取 消 理 由			
備 考			

- 〔備考〕 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 市長以外の者が取り消す場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第19号様式



差 押 解 除 申 請 書			
年 月 日			
(宛先) 名古屋市長			
申 請 者	住 所 (所 在 地)	(電話番号)	
	氏 名 (名 称)		
年 月 日に徴収の猶予を受けました次の債務に係る差押財産の差押えの解除を地方税法第 条第 項の規定により申請します。			
徴 収 の 猶 予 に 係 る 債 務			
債 務 の 種 類			
年 度	月 (期)	履 行 期 限	金 額 (円)
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
差 押 財 産	差押年月日		年 月 日
摘 要			

〔備考〕 1 市長以外の者に申請する場合の申請書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第20号様式

住所又は所在地	年 月 日
	名古屋市長 印
氏名又は名称	次のとおり申請書の訂正等を求めますので、地方税法第 条第 項(第 条第 項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

申 請 書 の 訂 正 等 に 係 る 通 知 書	
年 月 日付けで提出のありました に係る申請書について、記載に不備があるため、又は申請書に添付すべき書類の記載に不備があり、若しくはその提出がないため、この通知書を受け取った日から20日以内に、次のとおり申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。 なお、上記期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、地方税法第 条第 項の規定により申請を取り下げたものとみなします。	
訂 正 等 を 求 め る 書 類	訂 正 等 の 内 容

〔備考〕 1 市長以外の者が求める場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式

徴収停止調書				
債務者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
債権の種類				
債権の金額			円	
適用条項			名古屋市債権管理条例第 条第 号	
徴収停止をする債権の金額の内訳	調定年度	月(期)	履行期限	金額
				円

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第21号様式(別表)

作成年月日(年 月 日)	
調査項目	内 容
1 滞納原因	
2 職業又は業種	
3 家族構成及び収入 状況又は役員構成及 び売上状況	
4 生活状況又は経営 状況	
5 生活保護法等の適 用	
6 財産状況	
7 交渉経過	
8 保証人の状況	
9 その他	
添付書類	

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第22号様式

債権放棄兼欠損調書				
債務者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
債権の種類				
債権の金額			円	
適用条項			名古屋市債権管理条例第 条第 号	
放棄をする債権の金額の内訳	調定年度	月(期)	履行期限	金額
				円

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第22号様式(別表)

作成年月日(年 月 日)	
調査項目	内 容
1 滞納原因	
2 職業又は業種	
3 家族構成及び収入 状況又は役員構成及 び売上状況	
4 生活状況又は経営 状況	
5 生活保護法等の適 用	
6 財産状況	
7 交渉経過	
8 保証人の状況	
9 その他	
添付書類	

〔備考〕 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第23号様式

債権放棄通知書				
住所又は所在地			年 月 日	
氏名又は名称			様	
			名古屋市長 印	
次の債権を放棄しましたので通知します。				
債権の種類				
債権の金額		円		
適用条項		名古屋市債権管理条例第 条第 号		
放棄をする債権の金額の内訳	調定年度	月(期)	履行期限	金額
				円
備考				

- 〔備考〕 1 市長以外の者が放棄する場合の通知書の様式は、この様式を準用する。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。